

幼児教育・保育の充実

- ▶ 保育士等の職場環境のさらなる改善や、幼児教育・保育の無償化を拡充することにより、保育の質の向上を図る。

【提案・要望先】 内閣府

1. 提案・要望内容

(1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 保育士等の負担軽減と質の向上を図るための職員配置の改善と、その実現に向けた人材確保と職場定着を図るための更なる処遇改善の実施
- 公定価格の基準を超え、調理員を配置している施設に対する支援

(2) 認可外保育施設における幼児教育・保育無償化の拡充

- 児童の大多数が外国人である認可外保育施設における保育従事者の基準緩和

2. 提案・要望の理由

(1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 送迎バス内の子どもの置き去り事案や不適切な保育が全国で相次いだり、これらは、保育現場の過重な負担やそれに伴うストレスが一因と考えられ、現場からは、現行の職員配置では園児の安全を十分に確保できないとの声を聞いている。
- 誤食などのヒヤリ・ハット事案も把握しており、子どもたちにしっかりと目が行き届く体制の確保が必要。
- 国において示された職員配置の見直しと併せ、新たな保育人材の確保策も必要となることから、一層の処遇改善が必要。
- 市町や保育関係団体からは、調理員配置への支援を求める多くの声を聞いており、運営努力により基準を超えた配置を行っている施設への支援が必要。

(2) 幼児教育・保育の無償化の拡充

- 児童の多くが外国人である認可外保育施設においては、国の指導監督基準で求められている保育従事者数の要件を満たすことが困難な状況であり、経過措置期間終了後(令和6年10月以降)は、幼児教育・保育の無償化の対象外となる見通し。
- 今後、外国人向けの認可外保育施設が継続して運営していくために、特に懸案となっている「保育士または看護師の資格を有する者を概ね3分の1以上」という配置基準を「外国の保育士資格有資格者等の十分な人数配置」および「日本の保育士資格有資格者を1名以上配置」といった基準へ緩和することが必要。
- このことについて、本県から今年5月に「令和5年度 地方分権改革に関する提案」においても基準の緩和を求めているところ。

(本県の取組状況と課題)

(1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 1・2歳児の保育士配置が5:1となるよう加配に要する経費を民間保育所等に県補助
- 職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）

全産業 35.2万円 > 保育士 30.3万円（差額 4.9万円）

（出典：全世代型社会保障構築会議（第1回）公的価格評価検討委員会（第1回）合同会議資料4）

- 日々、事故防止や安全確保、感染症対策に細心の注意を払いながら勤務を継続
- 調理員は、離乳食や食育指導に加えアレルギー除去の対応も求められ、現行の基本単価の基準による体制では対応が困難。

[1施設あたりの調理員等配置状況（自園調理のみ）]

[食物アレルギー児童数]

| 施設類型 | 利用定員 | | | R5.4.1在籍児童数 | | |
|----------|-----------------|-------------------|------------------|----------------|----------------|------|
| | 40人以下 (1人配置) | 41~150人 (2人配置) | 151人以上 (3人配置) | 食物アレル ギー児童数 | アレルギー 児童の割合 | |
| 私立保育所 | 1.5人 | 2.9人 | 4.2人 | 11,698人 | 663人 | 5.6% |
| 私立認定こども園 | - | 3.2人 | 4.9人 | 10,903人 | 672人 | 6.1% |

(滋賀県調べ)

(2) 幼児教育・保育の無償化の拡充

- 県内の児童の多くが外国人である認可外保育施設の現状
 - ・ 主に外国人の子どもを預かる施設は県内に3施設
 - ・ いずれもブラジル系の施設。母語であるポルトガル語で保育を実施。
- 令和4年度の立入調査実施時点で、3施設とも国の基準を満たせていない。
- 国の指導監督基準を満たせない背景
 - ・ 基準の項目は概ね100項目。
 - ・ 基準を満たすうえで、特に困難な項目は「保育に従事する者の資格要件」（保育士または看護師の資格を有する者を概ね3分の1以上かつ常時1名以上配置）
 - ・ 保育士確保にあたっては、認可園においても苦慮しているなか、ポルトガル語での保育に対応できる有資格者を確保することが極めて困難な状況となっている。
 - ・ 当該施設では、母国の有資格者を配置することで保育の質と安全の確保に努めており、これまで滞りなく適切に施設運営されている。



【参考】「令和5年度 地方分権改革に関する提案」の内容

利用児童の大多数が外国人であり、母国語で、母国の教育・保育が行われている外国人向けの認可外保育施設において、「保育士または看護師の資格を有する者を概ね3分の1以上」という基準を「外国の保育士資格有資格者等の十分な人数配置」「日本の保育士資格有資格者を1名以上配置」といった基準に緩和すること

担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局 子育て支援室
TEL077-528-3557

放課後児童クラブにおける保育の質の向上

- 放課後児童クラブの安定運営や放課後児童支援員等の処遇改善に対する支援、監査の質の向上や子どもを性犯罪から守る仕組みを活用し、保育の質の向上を図る。

【提案・要望先】 内閣府

1. 提案・要望内容

(1) 放課後児童クラブの安定運営に向けた支援の充実と放課後児童支援員等の処遇改善の推進

- 放課後児童健全育成事業の運営費における基準単価の増額
- 運営費における年間開所日数の要件見直しおよび長時間開所加算（長期休暇等分）の対象拡充

(2) 放課後児童健全育成事業に対する監査の質の向上

- 放課後児童健全育成事業の質の向上を図るための立入調査の基準の明確化

(3) 放課後児童支援員等の資格管理の厳格化

- 放課後児童クラブの職員を日本版DBSの対象職員に追加

2. 提案・要望の理由

(1) 放課後児童クラブの安定運営に向けた支援の充実と放課後児童支援員等の処遇改善の推進

- 待機児童を解消し、質の高い保育を提供するため、放課後児童支援員等の人材確保につながる処遇改善が必要。そのための運営費の基準単価の増額が必要である。
- また、年間開所日数250日以上の要件により、土曜日を合同保育で実施している場合や、利用状況によって数日満たなかった場合には交付金が大幅に減額となることについて、現場から切実な声を聞いており、実態に即した見直しが必要である。
- 長時間開所加算については、開所日数に関わらず、長期休暇期間中に1日8時間を超えて開所している実情を踏まえ、見直しが必要である。

(2) 放課後児童健全育成事業に対する監査（立入調査）の質の向上

- 令和5年7月、プール活動中に児童が溺死した放課後児童クラブに対しては、長浜市が以前にも立入調査を実施していたものの、経理面に主眼が置かれており、安全対策に関する指導は十分ではなかった。
- 保育所等については、児童福祉法施行令において、原則年1回以上の実地監査の実施が義務付けられ、具体的な監査事項が明示されている一方で、放課後児童健全育成事業の立入調査はそうした基準がなく、市町村が各々の実情により実施し、必要に応じて都道府県も助言等しているところ、実施状況や内容について自治体により差が生じている。
- 子どもの安全安心を確保し、保育の質を高めるため、市町村が実施する放課後児童健全育成事業の立入検査について、全国統一の基準を定める必要がある。

(3) 放課後児童支援員等の資格管理の厳格化

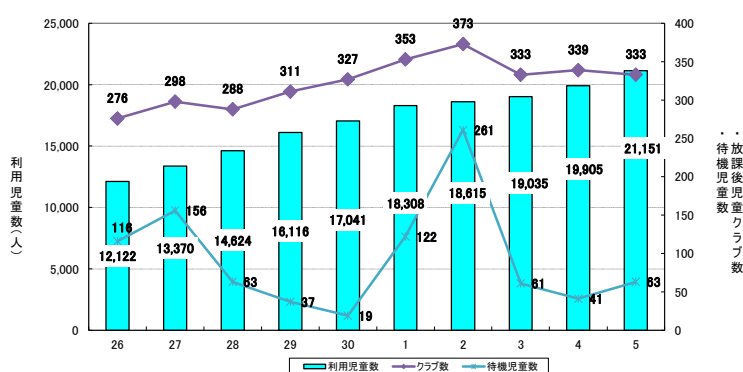
- 児童をわいせつ行為から守るため、放課後児童クラブの職員を日本版DBSの対象職種に盛り込むことが必要である。

(本県の取組状況と課題)

(1) 放課後児童クラブの安定運営に向けた支援の充実と放課後児童支援員等の処遇改善の推進

- 放課後児童クラブの利用児童数は年々増加し、受け皿整備を進めているものの、依然として待機児童が発生している。
- 県内では、新たな開設場所を確保したものの、支援員の確保ができず児童の受け入れができなかった例がある。支援員の安定確保のためには、更なる処遇改善が必要。
- また、土曜日に閉所している事業所において、年間250日に満たないまでも240日以上の開所となることや、長期休暇期間中には1日8時間を超えて開所している実情を踏まえ、施設が安定的に運営できるよう支援の充実が求められている。

■滋賀県の放課後児童クラブの現状



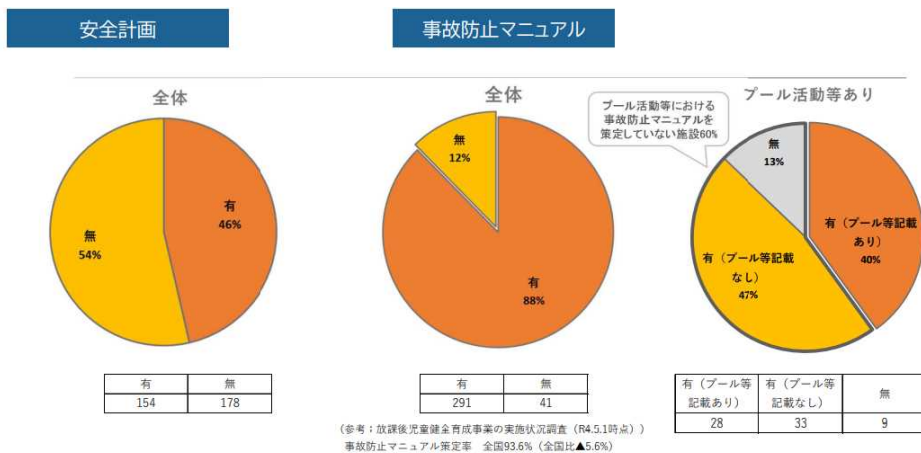
◇子ども・子育て支援交付金交付要綱

- ・基準額
200～249日 3,099千円
250日以上 4,734千円(差額1,635千円)
- ・開所日数が要件となっている加算
長期休暇等に係る長時間開所加算

◇開所日数250日未満のクラブ数 31施設

(2) 放課後児童健全育成事業に対する監査(立入調査)の質の向上

- 放課後児童クラブの安全計画および事故防止マニュアルの策定状況



[令和5年8月 放後児童クラブにおけるプール活動等実態調査結果]

- ・計画的に立入調査を行うとともに、立入調査時の確認項目として、これらの策定状況を明確に位置付け、全施設における策定状況を確認、指導する必要がある。

(3) 放課後児童支援員等の資格管理の厳格化

- 本県において、令和4年度にわいせつ行為を理由として放課後児童支援員認定資格を取り消す事案が発生。

担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局 子育て支援室
TEL077-528-3553

「こども誰でも通園制度(仮称)」の円滑な導入

- 創設される「こども誰でも通園制度(仮称)」の制度設計の円滑な導入を図る。

【提案・要望先】内閣府

1. 提案・要望内容

(1) 地域の実情に応じた柔軟な制度設計

- 導入時期や事業内容など地域事情に応じて柔軟に対応できる制度設計

(2) 制度導入や運営に必要な財政支援

- 市町や施設が制度を導入しやすくなる財政支援制度の創設

2. 提案・要望の理由

(1) 地域の実情に応じた柔軟な制度設計

- 「こども誰でも通園制度(仮称)」について、人口減少地域における保育施設の新たな機能として期待しているところではあるが、県内市町から制度の導入にあたって戸惑いや不安の声や、慎重な意見を聞いている。(詳細次頁)
- 定員に空きがある施設が多い地域や、待機児童の解消ができていない地域など、滋賀県内でも地域の就学前児童数の動向や保育ニーズなどの実情が異なる。
- 「こども誰でも通園制度(仮称)」の導入にあたっては、全国一律の制度とせず、導入時期や事業内容など、それぞれの地域事情に応じて柔軟に対応できる制度設計となることが求められる。

(2) 制度導入や運営に必要な財政支援

- 「こども誰でも通園制度(仮称)」は、孤立した育児への支援につながる制度ではあるが、保育現場にとって新たな業務負担が生じると考えられる。
- 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するためには、現在の保育士等の配置基準で対応できるとは考えにくい。
- このため、公立の保育施設も含め、制度の導入や運営に必要な人員等の確保に係る財政支援が必要である。
- 財政支援にあたっては、各市町村や各施設が制度を導入しやすくなるよう、交付税措置や公定価格に含めるのではなく、独立した形での財政支援制度の創設が求められている。

(本県の取組状況と課題)

(1) 地域の実情に応じた柔軟な制度設計

- 滋賀県では、令和5年4月1日時点で待機児童数は169人。待機児童が発生していない市町は、19市町中7市町。
- 一方で、県内の保育所・認定こども園・地域型保育事業のうち69.9%の施設が定員割れの状況で、14.9%の施設が定員に対して7割以下の入所状況。
- この制度は、保護者の育児負担の軽減に向けて期待される事業と考えられ、「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」を県内2市3施設で実施しているところ。
- しかし、「こども誰でも通園制度(仮称)」の導入にあたっては、県内市町から次のような意見も聞いている。

【モデル事業実施市からの意見】

- ・ 年度途中入所希望者のための入所枠の確保との調整が難しい。
- ・ 受け入れ上限がある中での周知の方法に苦慮している。

【その他市町からの意見】

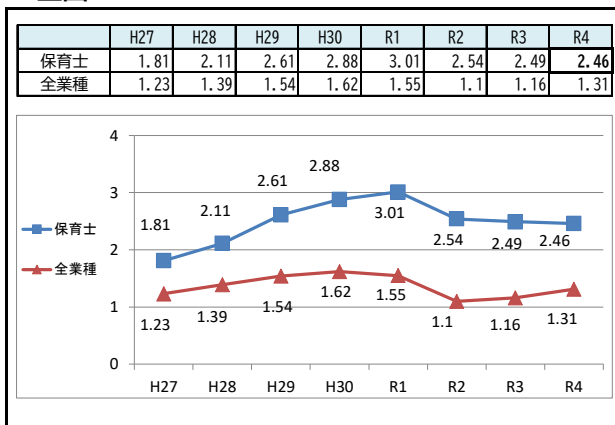
- ・ 待機児童対策が急務であるため、解消されるまでは実施できないと考える。
- ・ 園の規模、職員数等、導入できるほどの余裕がない。
- ・ 今以上に保育士確保と保育の質と量の担保が厳しい状況に追い込まれる。
- ・ 必要な財源確保対策を講ずる必要がある。
- ・ 現状でも保育士不足であり、一時預かり保育等が実施しにくい状況。
- ・ サービスの拡充が保育現場を疲弊させ、保育の質の低下に繋がることが懸念される。

(2) 制度導入や運営に必要な財政支援

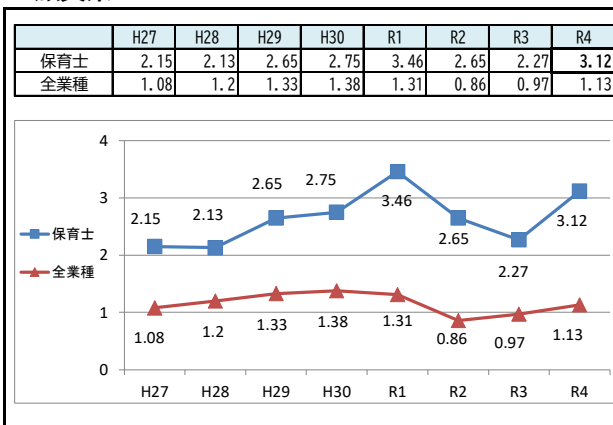
- 滋賀県では保育士の有効求人倍率が2倍以上で推移しており、慢性的に保育士が不足している状況。
- 加えて、新たな業務に対応するために更なる人員配置が必要となることについて保育現場から不安の声を聞いているため、保育所等で新たな業務負担が生じる場合は、相応の体制を整えるための人材確保が必要であり、それに伴う財政支援が必要。

保育士の有効求人倍率の状況（年度平均）

■全国



■滋賀県



担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局 子育て支援室
TEL077-528-3557

全国一律の子どもの医療費助成制度の創設

- 子育て世帯の経済的負担の軽減により、子どもの保健の向上と子どもを産み育てやすい社会の実現を図る。

【提案・要望先】 内閣府

1. 提案・要望内容

国による全国一律の子どもの福祉医療費助成制度の創設

- 全ての子どもが、全国のどこに住んでも安心して必要な医療が受けられるよう、子どもの医療費に関する全国一律の福祉医療費助成制度を創設すること

2. 提案・要望の理由

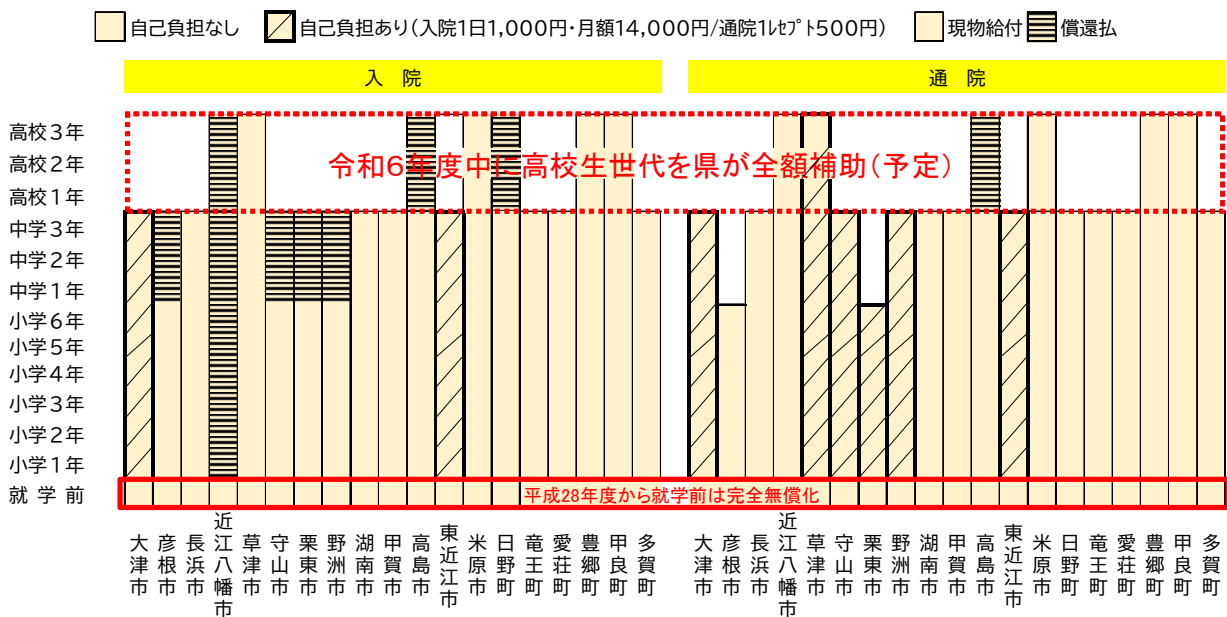
- 子どもの医療費助成は、子育て世代の保護者からの要望が多く、また、次世代育成支援の一環として重要な制度であり、県内市町等からも、制度の創設について要望がある。
- 令和5年6月13日に国が発表した「こども未来戦略方針」において、国民健康保険の減額調整措置の廃止に向けた取組が示されたところであるが、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設については明示されなかった。
- 国を挙げて、子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世代の家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関を受診しやすくする環境を築くための重要な施策であり、本来は、ナショナル・ミニマムの保障として、国の責任で行われるべきものである。
- 同じ医療を受けても、居住地や住所地によって自己負担に差があるため、全国の全ての子どもがどこに住んでいても安心して必要な医療を受けられるという観点から、全国一律の負担軽減制度が必要である。

(本県の取組状況と課題)

- 平成28年4月から乳幼児福祉医療費助成制度に係る所得制限および自己負担の撤廃による完全無料化を実施。
- 市町の独自事業として、小学校入学以降の児童・生徒に対する助成制度を拡充。
- 市町の財政事情や政策的な要素等から、対象年齢、自己負担金等の制度内容が異なる状況が発生。
- 市町との取組の連携により、県内のどこに住んでいても等しく医療サービスが受けられる仕組みを構築。

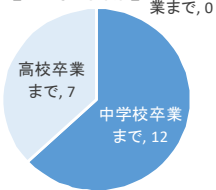
県内市町における子ども医療費助成制度の実施状況

(令和5年10月1日現在)



<入院に対する助成の実施状況(R5.10.1現在)> (単位:市町数)

【対象年齢】小学校卒業まで, 0



【所得制限】所得制限あり, 0

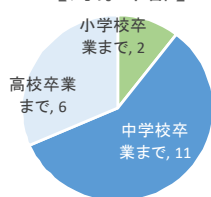


【一部自己負担】一部自己負担あり, 2



<通院に対する助成の実施状況(R5.10.1現在)> (単位:市町数)

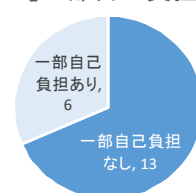
【対象年齢】小学校卒業まで, 2



【所得制限】所得制限あり, 0



【一部自己負担】一部自己負担あり, 6



担当：健康医療福祉部子ども・青少年局家庭支援推進室
TEL 077-528-3554

- 本県教員の超過勤務は、高止まりしている。働き方改革のより一層の推進に向け支援をお願いしたい。
- 教員不足は深刻化しており、働き方改革の推進とあわせ、優秀な人材の確保のため、勤務実態に見合った処遇を可能とする給与制度の実現に向け検討をお願いしたい。

【提案・要望先】文部科学省

1. 提案・要望内容

優秀で多様な人材の確保

- 教員定数の一層の改善・充実および各種支援スタッフの活用に向けた財政措置の拡充
 - ・少人数学級編制拡充のための定数改善
 - ・専門性の高い教科指導を実現する専任教員の配置の拡充
 - ・働き方改革推進のための各種支援スタッフの拡充
- 副校長・教頭の負担を軽減し、次世代の管理職を育成する取組の制度化
 - ・教頭業務をサポートするミドルリーダー層の教員に対して非常勤講師を配置することへの支援
- 中学校部活動の地域連携・地域移行における地域の実情に応じた支援
- すべての子どもたちがより本に親しめる環境づくりに向け、学校図書館機能充実のための図書館事務を担う専門事務職員の加配拡充
- 勤務実態に見合った処遇を可能とする給与制度の実現

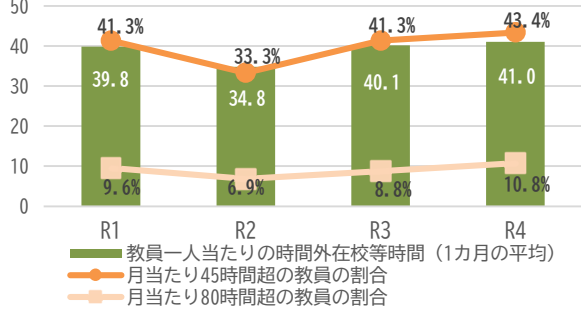
2. 提案・要望の理由

- 教員の超過勤務、多忙化解消のため、教員の加配措置や各種支援スタッフ（教員業務支援員、SC、SSW、部活動指導員等）の活用により、教員業務の負担軽減が必要。
- 校務運営の要である副校長・教頭の多忙化を解消しつつ、次世代の管理職の育成ができる体制の構築が必要。
- 地域連携・地域移行に関し、指導者やコーディネーター等人材、受け皿確保等に苦慮しており、処遇等改善と実施環境の整備へ財政措置をはじめとする支援が必要。
- 学校図書館機能を充実するための人材が必要。
- 勤務実態に見合った処遇となる給与制度を実現することで、教員の士気、教職の魅力を高める施策が必要。

(本県の取組状況と課題)

【県内公立学校教員の勤務の状況】

(時間) (図1)



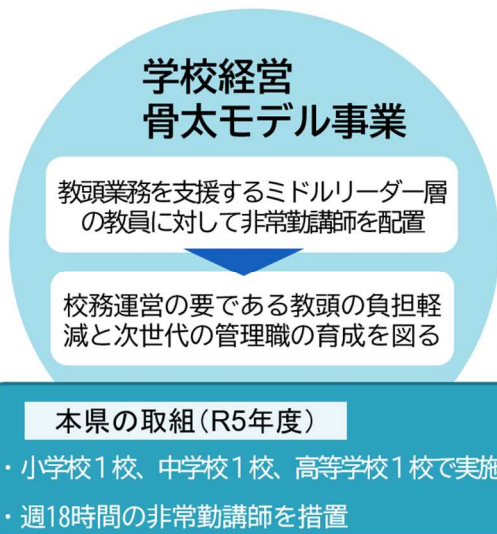
- ・本県教員の時間外在校等時間は高止まりしており、月 45 時間超、80 時間超の者の割合も減っていない。
- ・教員の負担を軽減するために、心と時間にゆとりをもてる職場環境の整備が必要。

教頭等と教諭等の超過勤務 (R4. 4～6月の状況)



- ・長時間労働(月 80 時間超)の割合は教諭等よりも教頭等の方が高い。
- ・働き方改革推進には、校務運営の要である教頭等の負担を軽減し、マネジメントに注力できる体制が必要。

○副校長・教頭の負担を軽減し、次世代の管理職を育成する取組の制度化



学校の声

- ・教頭が事務に追われるだけでなく、若手教員の相談にしっかり応じられるようになった。
- ・教頭が教師の経験を伝えられて、やりがいも感じる。
- ・教頭にとどまらず、職員全体の超過勤務が減少している。
- ・学校運営の要となるメンバーが一堂に会する時間が取れ、意思決定や実行のスピードが速くなった。

要望

- ・取組校の拡大に必要な財政支援

○中学校部活動の地域連携・地域移行における地域の実情に応じた支援

| 部活動指導員の配置 | 運動部 | | 文化部 | |
|--------------------------|----------------|----|-----|----|
| | 市町立 | 県立 | 市町立 | 県立 |
| 部活動指導員の配置 | 80人 | 2人 | 7人 | 0人 |
| 実証事業(コーディネーター等の配置も対象)を実施 | 8市町(1市は文化部と重複) | | 2市町 | |

○すべての子どもたちがより本に親しめるよう、滋賀ならではの「こどもとしょかん」の検討を進めており、学校図書館の機能充実が必要

○勤務実態に見合った処遇を可能とする給与制度の実現

一例として本県教員の勤務実態から教職調整額を試算

- ・教職調整額 4%の根拠 (S41 年度文部省「教員勤務状況調査」)
 - ➡ 1週間の平均超過勤務時間より算出 (小中学校平均超過勤務時間約 1.77 時間)
- ・本県公立学校における令和4年度教員一人当たりの1週間の平均時間外在校等時間=約 9.5 時間 (図1 参照)
- ・当時と同じ算出方法をとるとおよそ 20%に相当

担当： 教育委員会事務局教職員課 TEL 077-528-4536



学びの機会を保障するための体制の充実

- ▶ すべての子どもたちの学びの機会を保障し、子どもを真ん中においた社会づくりを進める。

【提案・要望先】文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）による支援体制の充実と人材の確保

(2) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた支援

- 校内教育支援センターの充実に向けた加配教員の配置
- 教育支援センター体制の充実（地域の総合的拠点機能形成）

(3) 子ども一人ひとりに寄り添った体制の充実

- 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実
- 教育相談機能充実のための養護教諭の複数配置基準の改善
- 通級指導教室の拡充に係る教員の充実

2. 提案・要望の理由

滋賀県では、令和5年度中にすべての子どもたちの学びの機会を保障するための方策について次のような内容を検討しているところである。そのため、このプランを実行するための提案・要望を行う。

(1) スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）による支援体制の充実と人材の確保

- 増加している困難な環境にある子どもたちへの支援のため、SC、SSWの役割はますます重要であることから、更なる配置の拡充が必要。

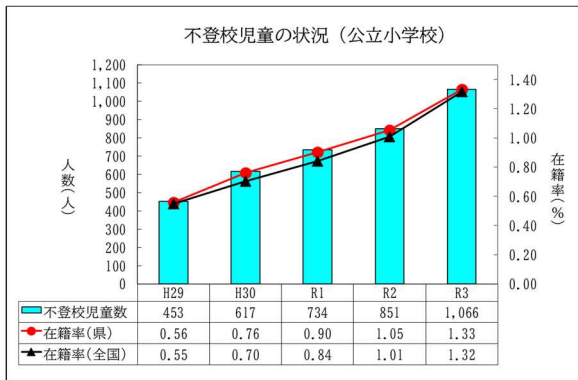
(2) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた支援

- 校内教育支援センターで学ぶ児童生徒は年々増加傾向にあり、個々の児童生徒への対応を行う専任加配教員の配置が必要。
- 教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対して、きめ細かな支援が行き届くように家庭訪問や多様な場を活用した相談を行い、学習支援等を行う支援員、保護者や教職員への助言を行う人材を配置する広域的な支援体制の整備が必要。

(3) 子ども一人ひとりに寄り添った体制の充実

- 日本語指導が必要な児童生徒へのきめ細やかな支援の充実のために、教員の配置基準の緩和や母語支援員の配置の充実が必要。
- 多様化・複雑化している生徒指導上の諸課題への対応や本県の子どもたちの健康課題等を踏まえ、複数養護教諭の配置基準の緩和が必要。
- 増加する通級指導を受ける児童生徒への適切な支援の充実のために、教員の配置基準の緩和が必要。

(本県の取組状況と課題)



(1) SCやSSWによる支援体制の充実と人材の確保

SC、SSWの相談状況

○SCの配置の状況 (令和5年度)

【小学校】県内35校に配置し、毎月3回程度勤務

【中学校】すべての学校に配置し、毎月5回程度勤務

【高等学校】すべての学校に配置し、毎月5回程度勤務

【特別支援学校】配置はなし

※相談件数：令和2年度 35,737件、令和3年度 37,204件、令和4年度 36,442件

○SSWの配置の状況 (令和5年度)

【小学校】県内30校に配置し、週2回程度勤務

【中学校】配置小学校から派遣

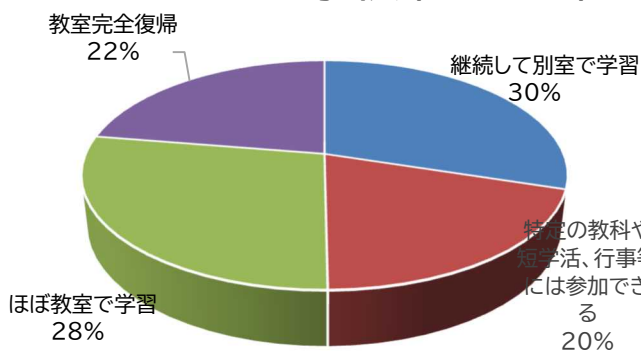
【高等学校・特別支援学校】要請に応じて派遣

※対応した児童生徒数：令和2年度 1,616人、令和3年度 1,787人、令和4年度 1,603人

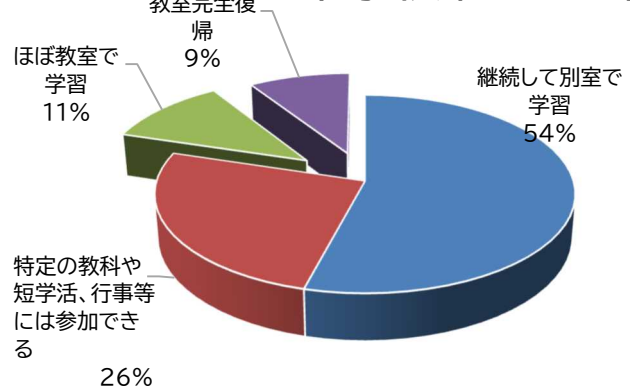
(2) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた支援

別室加配の指導による成果 (事業報告書より過去6年間の配置校の状況)

小学校(281人)



中学校(693人)



(3) 子ども一人ひとりに寄り添った体制の充実

○通級指導教室の拡充に係る教員の充実

通級指導教室 全県の配置状況 (R5)

【小学校】全県で90校 【中学校】全県で31校

通級による指導が必要な児童生徒数(R5.5.1)

【小学校】全県で1,703人 【中学校】全県で509人

○日本語指導に係る教員の充実

①特別の教育課程による指導を受けている児童生徒数(R5.5.1)

【小学校】全県で652人 【中学校】全県で216人

②日本語指導加配教員の配置数

【小学校】28人 【中学校】10人



社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の推進

- 社会的養護のもとで暮らす子どもの成長や学びに必要な体験を支援することにより、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を図る。

【提案・要望先】内閣府

1. 提案・要望内容

小学生への学習等支援の拡充

- 小学生の文化・スポーツ活動等、子どもの成長や学びに必要な体験等にかかる費用を措置費の対象とした支援の拡充

2. 提案・要望の理由

- 児童養護施設や里親などの社会的養護のもとで暮らす子どもたちは、虐待や貧困などの家庭環境により、コミュニケーション力や社会性が乏しかったり、読み書きや計算などの基本的な学習能力・習慣を身に付けていないことが多く、こうした学習の遅れなどが施設等退所後の対人関係や社会的自立を困難にする一因となっている。
- また、施設職員は、食事や入浴などの日常の世話から、保護者対応、学校行事への参加や進学・就職相談など業務が多岐にわたり、基礎学力、基礎体力向上等に向けた学習・スポーツ・音楽など専門的な対応が困難となっている。
- 一方、民間の調査では、一般世帯の小学生の約7割は学習塾のほか水泳や音楽などスポーツや文化に関する習い事に通っており、「児童養護施設運営指針」でもこうした活動等について、子どもの希望を尊重し、可能な限り参加を認めるよう示されているものの、措置費など財政的な支援が整っていない。
- こうした中、本年4月より本県独自に取り組んでいる小学生高学年を対象とした学習等支援事業では、子どもたちの自主性や自己肯定感の向上などの効果もみられたことから、子どもたちの多様なニーズに対応した支援の拡充が必要である。

(本県の取組状況と課題)

(1) 本県の小学生への学習等支援の取組

- このことを踏まえ、令和5年度より小学生（高学年）の文化・スポーツ活動等を支援する学習等支援事業を創設し、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を支援。

【事業名】社会的養護のもとで暮らす子どもたちの学ぶ力サポート事業

支援額：1人あたり 10千円/月

【予算額 5,760千円】

対象：社会的養護のもとで暮らす小学生（4～6年生）

利用実績：20名（学習塾：2名、文化・スポーツ等：18名（R5.8末現在））

施設職員から見る子どもたちの変化・効果

- ・習い事に行くために、スムーズに宿題や準備ができるようになった。
- ・習い事の前で学校の友達がおり、一緒に頑張れることや共通の話題ができ、とても楽しそうにしている。
- ・嫌なことやストレスに感じるものがあれば学校の行き渋りをすることがあったが、習い事がある日は行き渋りをしなくなった。
- ・頑張っていることや練習している子どもの姿を見ることで、職員が褒める機会が増えた。
- ・子どもたちもできることが増えたことで、自信になっている。

(2) 施設等の現状と課題

- 令和3年7月「児童養護施設（回答：4/4施設）」および「ファミリーホーム（回答：6/17施設）」に対し、学習支援等に関する調査を実施。
- 小学生措置児童の約6割が塾や習い事に行きたいと言ったことがあると回答。さらに、施設等職員に「塾等の利用を希望すると思われる小学生」の数を聞いたところ、約8割が利用するのではないかとの回答があり、改めて子どもたちの多様なニーズに対応できていないことが明らかとなった。

【参考】現行の措置費支給対象額（国）

| | 学習塾費 | 部活動費 |
|-----|-------------------|----------------------------|
| 小学生 | なし | なし |
| 中学生 | 実費相当額 | 実費相当額 |
| 高校生 | 上限 20,000～25,000円 | 上限 23,300円(公立)/34,540円(私立) |

担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局 家庭支援推進室 虐待・非行防止対策係
TEL 077-528-3551



青少年の健全育成の推進

- 「こどもまんなか社会」の実現に向け、社会参画活動や文化・スポーツ活動等の活性化を通じて青少年の健全育成を図る。

【提案・要望先】 内閣府・文部科学省

1. 提案・要望内容

青少年活動の活性化

- 青少年の社会参画活動や文化・スポーツ等の体験活動に対する社会全体の理解醸成を図るための広域的な情報発信と活動への参加促進に向けた環境整備
- 青少年の社会活動を後押しするための交付金制度の拡充

2. 提案・要望の理由

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けた政策が強力に推進される中、義務教育課程までの子どもや子育てに関する施策とあわせて、青少年を対象とした施策を拡充し、一体的な理念として社会に浸透させることが重要。
- 青少年活動を活性化するためには、国による優良事例紹介などの広域的な情報発信により国民の理解を醸成するとともに、職場のサークル活動としての位置付けや休暇取得に関する企業の協力といった青少年が活動に参加しやすくなる仕組みの整備等が必要。
- 本県では、子ども施策に係る計画において「青少年の健全な成長」を位置づけており、地域での青少年活動において、多くの熱心な若者が育ち、地域のリーダーとしての活躍につながってきたが、近年、参加者が減少傾向にあることから、琵琶湖をはじめとした滋賀ならではの体験活動や環境保全を目的とした社会活動など幅広い活動を対象とした新たな助成制度を創設し、民間との協働により青少年活動の活性化を図ることとしているところ。
- 青少年の健やかな成長、社会性や自己肯定感の形成に必要な機会を充実させることは、子どもから若者、子育て世代までを切れ目なく支援する上で重要であることから、既存の交付金制度の拡充により、このような支援を後押しし、全国的な機運を醸成することが必要。

(本県の取組状況)

(1) 青少年の交流の場を提供する取組

① しが若者ミーティング事業

目的：若者が地域と関わり合いながら主体的に活動するための新たな気づきや新しく活動を始めるきっかけ作り、また参加者同士の交流によるつながり作り。

内容：若者による活動内容の発表や若者による活動団体との交流・意見交換等

- ・コーディネーター、ゲストスピーカーによる話題提供
- ・若者の活動実施団体による話題提供
- ・グループセッション、全体セッション

実績：年2回開催(6/25、11/5)、延べ35名参加
参加者の意見

「活気あふれる若者同士で交流できてよかった。」「同じ滋賀県で活動する仲間がたくさんいることが嬉しい。」「自分がしている活動も、改めてやりがいを感じる活動だと実感できた。」



② 青少年団体ネットワーク事業

目的：青少年関係団体相互の理解と協力体制の強化、今後の地域社会全体での青少年育成活動の一層の推進。

内容：県内の青少年関係団体が一堂に会し、各団体の現状や実践、今後の方策等について意見交換を行う。

実績：意見交換会 年3回開催(6/3、10/21、2/22)、延べ17団体参加
フォーラム 年1回開催(11/26)、14団体30名参加



(2) 協働で進める子ども・若者まんなか活動助成事業〈R5〜〉

目的：子どもたちの健やかな育ちや学びの機会、若者が地域で幅広い年代の人々と関わり、様々な体験をする機会の創出。

内容：NPOのスキルアップや団体間連携による新たな活動創出の機会作りなど民間活動の育成と促進を図り、社会全体で子ども・若者に向けた支援の取組を進める。(NPO等への複数年度にわたる公募型助成)

(3) 青少年の海外交流

内容：本年8月には、中国湖南省との提携40周年を記念し、両県省の青少年交流として、大学生のグループワークや高校生の書の交流(共同制作等)を実施した。

訪中団の構成：総勢50名
(知事一行5名、大学生交流団9名、高校生書道交流団16名、県民交流団11名、観光等関係者9名)

担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局
子ども未来戦略室 総務・青少年係
TEL：077-528-3550

子どもの成長過程を通じて 子育てしながら 誰もが活躍できる仕組みづくり

- 生まれる前からの切れ目のない子育て支援により、安心して出産や子育てができる社会を構築するとともに、子育てをしながらも誰もが自分らしく活躍できる社会を実現する。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みの構築

- 育児・介護休業法の多様で柔軟な働き方に係る制度の大幅な対象年齢の引上げにより、妊娠・幼児期だけでなく、学齢期など子どもの成長過程を通じて、誰もが希望に応じたキャリア形成と子育ての両立を可能とする仕組みを構築されたい。

(2) 中小企業における多様で柔軟な働き方実現のための伴走型支援の強化

- 子育て政策の円滑な促進に向け、子育てに限らず個々の様々な事情に応える多様で柔軟な働き方が中小企業においても実現できるよう、働き方改革推進支援センターによる伴走型支援を強化されたい。

2. 提案・要望の理由

(1) 成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みの構築

- 国においては「子ども未来戦略方針」にて、「育児期を通じた柔軟な働き方の推進」を掲げ、労働者が働き方を選択できる制度の創設や対象となる子どもの年齢の引上げ等の検討が進められている。
- 成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍するためには、こうした多様で柔軟な働き方ができる制度の対象年齢を大幅に引き上げる必要がある。

(2) 中小企業における多様で柔軟な働き方実現のための伴走型支援の強化

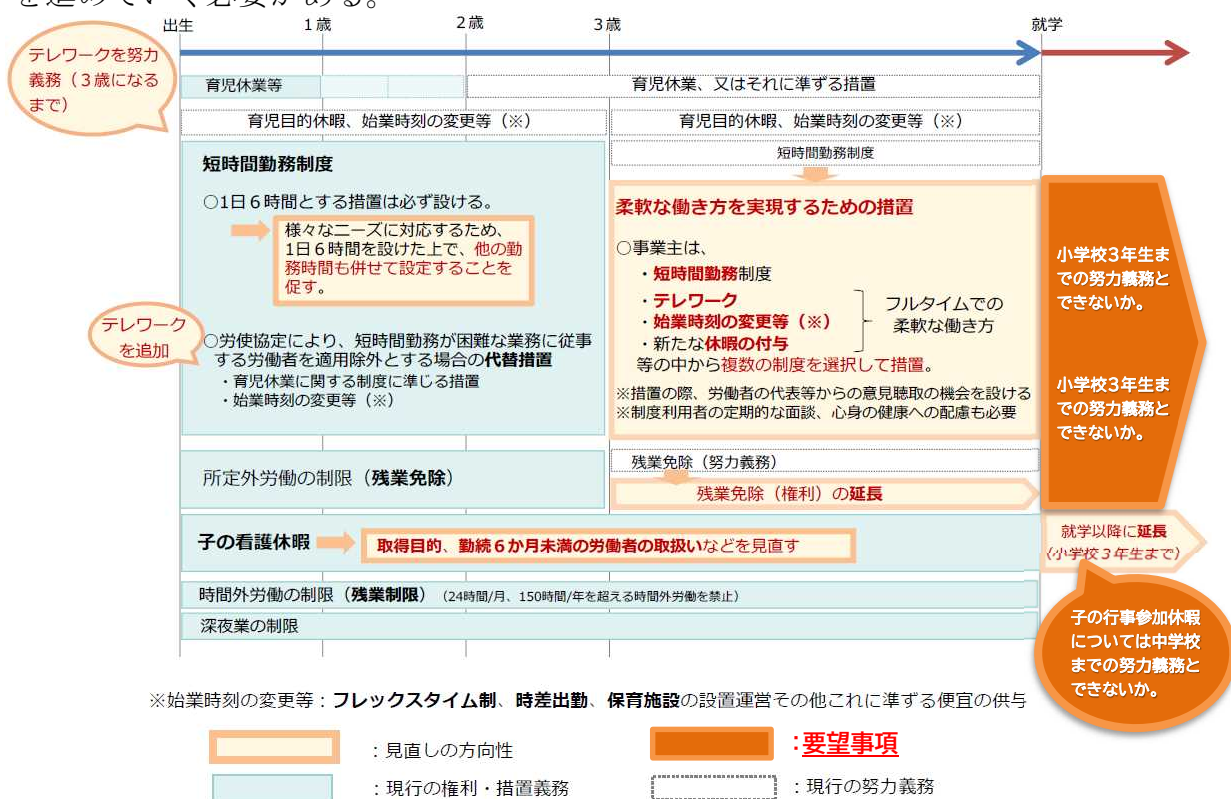
- 子育てをはじめ、介護や病気の治療との両立支援や、リスクリング等への学び直しへの取組に対応した、柔軟な働き方を中小企業において実現するためには、各種支援制度の導入、働き方改革の推進や業務の見直しを同時に進めていく必要がある。
- 併せて、コロナや物価高騰の影響が深刻で厳しい経営状態の中小企業においては、単独での制度導入は困難であることから、中小企業に寄り添う伴走型でのより一層積極的な支援が必要である。

(本県の取組状況と課題)

- 事業主や従業員それぞれがこれまでからの子育ての考え方を見直し、誰もが自分らしく活躍し、多様で柔軟な働き方ができる環境の実現に向け、国の制度改正や支援制度を周知啓発するとともに、機運醸成につながる取組を進めている。
- また、滋賀県社会保険労務士会が行う中小企業を対象とした働き方改革サポート診断事業を支援するなど、中小企業の働き方改革の推進に向け、企業に寄り添った施策を展開している。

【課題】

- (1) 女性の活躍という視点だけでなく、子どもの視点に立ち、大人へと成長するまでの間、誰もが子育てに関わりながら、自身のキャリア形成も実現できる社会環境づくりを進めていく必要がある。



- (2) 従業員が長期間職場を離れる場合、人手不足や厳しい経営環境により代替要員の確保ができず、周囲の従業員の負担が増すことなどが、育児休業の場合と同様に、介護、病気の治療との両立支援制度の導入や、リスキング等の従業員の学び直しの取組に向けた、本県の中小企業における大きな課題の一つである。

| | | 介護 | | | 育児 | |
|-----|----------|--------|--------|-------------|--------|-------------|
| | | 休業規定有り | 休業実績有り | 短時間勤務制度規定有り | 休業規定有り | 短時間勤務制度規定有り |
| 滋賀県 | 10～29人 | 65.3% | 7.5% | 42.4% | 78.1% | 54.3% |
| | 1,000人以上 | 95.9% | 14.3% | 69.9% | 100.0% | 90.4% |
| 全国 | 5～29人 | 69.1% | 0.7% | 58.6% | - | 68.5% |
| | 500人以上 | 99.2% | 39.4% | 92.8% | - | 99.5% |

出典：(滋賀県) R4 労働条件実態調査 (全国) R4 雇用均等基本調査

担当：商工観光労働部労働雇用政策課 TEL 077-528-3751

子どもにやさしい社会づくりのための施策展開

- 社会全体の構造・意識の改革を進めることにより、子ども・子育てにやさしい社会の実現を図る。

【提案・要望先】内閣府

1. 提案・要望内容

子どもや子育て中の方々の声を踏まえた施策展開

- 子どもや子育て中の方々の声を大事にした施策の確実な展開と国民運動による機運醸成

2. 提案・要望の理由

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けては、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援するとともに、子どもや子育て中の方々がそのことを実感できるよう、社会全体の構造や意識の改革を進める取組の着実な実施が必要。
- 6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、意識改革に国民運動として取り組むことが示されたところであり、子ども・子育て政策を実効あるものとするためには、国や地方団体だけでなく、企業や民間団体、個人をも巻き込んだ取組が重要であると共感するところ。
- 本県では、コロナ禍を過ごす3万人を超える子どもたちの声から、子どもたちの笑顔を増やし、生き生きと過ごすための生活様式である「すまいる・あくしょん」を策定し、参画する事業者とともに社会の行動変容に繋がる事業を独自にいち早く展開している。
- 国においても、地方での取組と十分に連携し、子どもや子育て中の方々の声を大事にした施策を確実に展開するとともに、社会全体の機運醸成および国民の行動変容の実効性を保つことが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 「すまいる・あくしょん」

- コロナ禍の下で子どもの笑顔を増やすために、みんなが取り組める行動や方法、条件などを、約3万人の子どもの声を集め、子ども目線の新しい行動様式として策定した。(令和2年10月)
- 専用Webサイトや体験型イベント(R4 来場者約2,600人)の開催等を通じて周知を行い、趣旨に賛同する民間企業や団体を募り、取組を広げている。
- 「すまいる・あくしょん宣言」
企業・団体数 125者 (R5.8.9時点)



(2) 「滋賀で誕生ありがとう事業」

- 滋賀で誕生した子どもやその家族に「おめでとう」「ありがとう」の気持ちを届け、社会全体で子育てを応援していることを示すとともに、応援の機運を醸成するため、企業等と連携して、滋賀ならではの祝い品の品や、協賛品、子育てリーフレット等を届け、その訪問の際に状況を把握して、必要な支援につなげている。
- 実績 令和4年度申込件数 6,290件
令和4年度協賛企業数 17社 (資金協賛2社、物品協賛12社、役務協賛3社)

| | | | |
|-----------------|--------------|-----------|-----------|
| 対象者アンケート結果 (R3) | とても嬉しい 75.7% | 嬉しい 22.6% | 普通ほか 1.7% |
|-----------------|--------------|-----------|-----------|



- 「子どもの笑顔と幸せあふれる滋賀」を目指して、行政、地域、企業等が連携して取り組んでいることを全国に発信。
- 子どもを産み、育てることは負担にもま~~ま~~して、「楽しい・毎日が充実している」というポジティブキャンペーンを展開。

(3) 「子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組」

- 子どもの笑顔と幸せがあふれる社会を目指し県立施設や庁舎の窓口等において、子ども連れや妊娠中の方が気兼ねなく外出できるよう、子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組を公表し、趣旨に賛同する民間企業や団体を募り、取組を広げている。



県立施設での取組

- ① 県税事務所や警察署の受付窓口での優先案内
- ② 県立施設での子ども連れ等に配慮した駐車区画の設定
- ③ 授乳時に医務室等を開放するなどの待合・休憩等スペース、サービスの提供
- ④ 県立施設の観覧料等の無料化





実効性ある子ども施策の展開

- ▶ 子ども・子育て政策について、国が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業を組み合わせることにより、効果的な展開を図る。

【提案・要望先】 内閣府・総務省

1. 提案・要望内容

(1) 全国一律の子ども・子育て支援制度の底上げ

- 全国一律の制度として子ども・子育て支援施策の実施と地方負担に対する適切な地方財政措置

(2) 地方の実情に応じた子ども・子育て支援施策の推進

- 地方の創意工夫が活かせる交付金や基金などの創設や地方財政措置の拡充

2. 提案・要望の理由

子ども・子育て支援施策の実効性を十分確保するためには、国と地方が適切に役割分担し、車の両輪となって推進していくことが重要。

(1) 全国一律の子ども・子育て支援制度の底上げ

- 子ども・子育て政策については、国において一定負担軽減が図られてきたが、それぞれの自治体が独自に対象者の拡大や助成額の増を打ち出すなど、財政力などによる地域間での差が生じているところ。
- 特に保健医療など、本来、子どもや子育て当事者がどこに住んでいても等しく受けられるべきものについては、全国一律の制度として底上げを図るとともに、その充実に伴う地方負担については、適切な地方財政措置が必要。

(2) 地方の実情に応じた子ども・子育て支援施策の推進

- 国において、追加の予算概ね3兆円半ばを「こども金庫」により管理する方針が示されたが、こども予算の確保のため他の社会保障に支障が出ないように、また、将来に負担を残さない仕組みが求められるところ。
- 子ども・子育て政策は、児童福祉や教育、保健医療など多岐にわたるため、全庁を挙げて取り組んでおり、施策の具体を担う市町に対しても、地域の課題に応じて柔軟に活用できる交付金制度の創設を検討しているが、一自治体だけでは財源の確保が困難である。
- 子どもの遊び場、安全な生活環境等の整備など、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業と、全国一律の制度の底上げが組み合わせることで効果的なものとなるため、地方の創意工夫が活かせるよう、地方財政措置を含め、自由度の高い十分な地方財源の確保が必要。

(本県の取組状況と課題)

地方の実情に応じた子ども・子育て支援施策の推進

① 滋賀県子ども・若者基金（令和4年度に造成）

〈規模〉 10億円

〈基金による独自事業の例〉



② (仮称) 滋賀県子ども・子育て施策推進交付金（令和6年度に創設予定）

子どもを真ん中におき、
子どもを安心して生み育てることができる滋賀県の実現

自由度の高い交付金制度とすることで、
市町の実情に応じた施策を展開

交付金対象とする取組メニュー

- ①子どもたちが自分らしく生きる力を育むための取組
- ②家庭や地域で安心・安全に子どもを生み育てることができる環境づくりを図る取組
- ③幼児教育・保育の量や質の充実を図るための取組
- ④特別な支援を必要とする子どもを支援する取組
- ⑤困難な状況にある子ども・若者やその家庭を支援する取組
- ⑥子どもや子育て家庭の居場所づくりなど、子ども・子育てにやさしい社会実現に資する取組

担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局 次世代育成係
TEL 077-528-3565